

第 6 2 回 宿 毛 市 美 術 展 覧 会 開 催 要 項

1	趣 旨	美術愛好者の発表の場を提供するとともに、その活動を促進し、あわせて地域住民に対し美術鑑賞の機会をつくり、地域文化の振興に寄与する。
2	主 催	宿毛市・宿毛市教育委員会・高知新聞社・R K C 高知放送
3	主 管	宿毛市立中央公民館（宿毛市中央2丁目7番14号） TEL 0880-63-2618
4	後 援	宿毛市文化協会
5	運 営	宿毛市、大月町、三原村内並びに公民館サークルの美術愛好者の中から宿毛市美術展覧会会長が委嘱した宿毛市美術展覧会運営委員があたる。
6	期 間	令和8年10月9日（金）～10月13日（火） 午前9時～午後6時（最終日は午後4時まで）
7	会 場	宿毛市立宿毛文教センター（宿毛市中央2丁目7番14号）
8	賞	美術展の各部門の賞は次のとおりとする。ただし審査対象者数により賞の点数を別に定める。 （1）特 選 （招待者・無鑑査・推薦を除く） （2）褒 状 （招待者・無鑑査・推薦を除く） （3）新人賞 （新人賞は初出品者に限らず、前回までに受賞していない者の作品も対象とする） （4）無鑑査特別賞（無鑑査の出品者から） ※ 新人賞の対象者は他の賞（特選、褒状）も審査対象になる。 ※ 賞の点数は、審査員が特に望む場合は変更することができる。 ※ 入賞者の発表は、審査終了後、宿毛市立宿毛文教センターに掲示する。
9	審 査 員	各部門の審査員は次のとおりとする。 日本画 中 村 達 志（土佐市） 洋 画 上 岡 洋 介（四万十市） 書 道 川 島 舟 錦（安芸市） 写 真 辻 慶 二（須崎市） 工 芸 西 邨 出（安芸市）
10	審 査 日	令和8年 9月21日（月） 午前11時～午後2時30分
11	表 彰 式	令和8年10月13日（火） 午後3時～午後4時
12	出品手数料	無料
13	募 集 要 領 （1）応募資格	宿毛市・大月町・三原村・四万十市・黒潮町・土佐清水市在住者（中学生以下を除く）又は出身者及び前記市町村内に勤務する者若しくは出品部門に該当する宿毛市の公民館サークル、宿毛市内の団体に所属し活動する者並びに宿毛市内の高等学校に在学する者で、自己の作品に限る。故人の作品は、概ね1年以内に遺族又は相続人が出品することができる。

（2）出品部門及び出品点数並びに出品規格等			
部 門	出品点数	出 品 規 格	備 考
日 本 画	3点以内	4号以上額装を含めて（色紙含む） 100号まで	額装のこと
洋 画	3点以内	4号以上額装を含めて（色紙含む） 100号まで	額装のこと
書 道	2点以内	軸装、額装を含めて 縦 2.43m以内、横 2.43m以内	表装または額装、 軸装のこと
写 真	3点以内	額装またはパネル張りとし、写真サイズはA3 以上全倍までとする。組写真は1枚が2L以上 とする。	画面に字句の説明 及びビニール類の 使用は不可
工 芸	3点以内	縦・横・高さ各 2.0m程度まで 重量は 40kg 以内	銃砲刀剣類に関す るものは対象外と する

- * 未発表の作品に限る。
- * 額装にガラスは使用しないこと。
- * つりひも及び金具を必ず付けること。
- * 書道部門の無鑑査、1年度前の特選者（推薦）の出品点数は1点とする。なお、日本画・洋画・写真・工芸部門の無鑑査の出品点数は2点以内とする。
- * 次のものは出品することができない。なお、出品後でも次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、作品を撤収させる。
 - （1）既に公募展に発表したものおよびSNS等に投稿したもの。
 - （2）模写並びに自己の創作でないもの。
 - （3）制作後5年を経たもの。ただし、写真は撮影後5年を過ぎた作品とする。
 - （4）風致に害があると認められたもの。
- * 作品の写真撮影、SNS等への投稿は可能とする。了承のうえで出品すること。
- * 応募作品については出品者の責任において肖像権、著作権者の承諾を必ず得ること。

（3）作品搬入	日時	令和8年9月20日（日）	午前9時～午後5時
	場所	宿毛市立宿毛文教センター（宿毛市中央2丁目7番14号）へ持参に限る。	
（4）作品搬出	日時	令和8年10月13日（火）	午後4時～午後6時
		令和8年10月14日（水）	午前9時～午後6時
14 そ の 他	作品の保管には十分注意をするが、指定日に搬出しない時、不慮の災害による紛失棄損などの損害に対してはその責任を負わない。		

- ※ 審査員による作品の講評を、9月21日（月）午後2時30分から宿毛市立宿毛文教センターで行う。希望者は、時間厳守で来場すること。